

指名停止について（通知）

このことについて、下記業者は「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第 3 条第 1 項別表第 2 第 3 項に該当したため、下記のとおり指名停止としました。

記

1 指名停止理由

中部電力管内又は関西電力管内に所在する顧客等に対して小売供給を行う電気の取引において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 3 月 3 0 日に公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。

2 指名停止業者

	業者名	住所	業者番号
①	中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾	名古屋市東区東新町 1 番地	2000557600
②	中部電力ミライズ株式会社 代表取締役 大谷 真哉	名古屋市東区東新町 1 番地	2005742700
③	関西電力株式会社 代表執行役 森 望	大阪府大阪市北区中之島 3 - 6 - 1 6	2005162400

① ②の業者については「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第 3 条第 1 項別表第 2 第 3 項に該当

③ の業者については「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第 3 条第 1 項別表第 2 第 3 項及び課徴金減免制度の適用のため第 5 条第 3 項に該当

3 指名停止期間

- ① ② 6 か月 令和 5 年 4 月 2 5 日 ～ 令和 5 年 1 0 月 2 4 日
③ 3 か月 令和 5 年 4 月 2 5 日 ～ 令和 5 年 7 月 2 4 日